

# 令和6年 第10回美瑛町農業委員会総会 議 事 録

1 会 議 名	令和6年 第10回 美瑛町農業委員会総会			
2 会 議 の 日 時	令和 6年11月 1日 (金) 午後2時00分～午後2時30分			
3 会 議 の 場 所	役場4階 委員会室			
4 会議の出席委員 (15名)	1 番	打 田 佳 史	2 番	荒 川 博 彦
	3 番	喜 多 順 一	4 番	平 間 初 美
	5 番	成 田 敦 志	6 番	村 上 聡 和
	7 番	森 平 敏 文	8 番	浦 島 貴 之
	9 番	有 富 友 昭	10 番	大 場 男
	11 番	長 谷 川 宏	12 番	佐 藤 千 代 志
	13 番	谷 口 学	14 番	上 村 昌 規
	15 番	只 野 透		
5 欠席委員 ( 名)				
6 議事日程	<p>日程第1 総会会期の決定について</p> <p>日程第2 議事録署名委員の指名について</p> <p>日程第3 諸般の報告について</p> <p>日程第4 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について</p> <p>日程第5 議案第1号 土地の現況証明願書の交付について</p> <p>日程第6 議案第2号 美瑛町農業振興地域整備計画に係る農用地区域の変更について (除外)</p> <p>日程第7 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について (所有権移転)</p> <p>日程第8 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について</p> <p>日程第9 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について (使用貸借)</p> <p>日程第10 議案第6号 農用地利用集積計画 (案) について (令和6年11月7日公告予定分)</p>			
7 事 務 局	事務局長 栗 原 行 可 係 長 佐 藤 衡 一			

美 瑛 町 農 業 委 員 会

- 事務局長 只今から、令和6年第10回美瑛町農業委員会総会を開会致します。  
本日の会議の出席委員は15名で、会議規則第7条の規定による過半数を満たしており、本総会が成立していることを、ご報告いたします。  
これより、町民憲章の朗唱を行います。ご起立願います。  
美瑛町町民憲章。私たちは美瑛町の町民であることに誇りと責任を感じ、この憲章を掲げてその実践に努めましょう。  
一つ、心もからだもすこやかに、りっぱにつとめをはたしましょう。  
一つ、互いにむつみ話しあい、楽しい家庭をつくりましょう。  
一つ、きまりを守り助けあい、明るい社会をつくりましょう。  
一つ、自然を愛し文化をたかめ、豊かな郷土をつくりましょう。ご着席願います。
- 事務局長 開会にあたり、会長よりご挨拶を申し上げます。
- 只野会長 皆さん、大変ご苦労さまです。12時から第1班の方々による現地確認がございました。大変ご苦労さまでした。  
もう11月ということで皆さん各自、農作業も一段落しているのかなと思います。今年は春先の天候不順により、アスパラの減収が目立った年だったと思いますが、その後の農作物に関しては、順調よく、豊作基調の年ではなかったのかなと思っています。  
今日は、この総会が終わり次第、農林課、そして農業振興機構との懇話会がございます。一応、3時からということになっておりますので、皆様のご協力のもと、スムーズに進行していきたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。
- 事務局長 それでは、会議規則第4条の規定により、議事の進行は只野会長をお願いいたします。
- 議 長 これより、会議を開きます。本日の議事日程は、印刷物で配布のとおりです。
- 議 長 日程第1、総会会期の決定についての件を議題とします。本総会の会期は、本日、1日限りにしたいと思っております。ご異議ありませんか。  
【なしの声】
- 議 長 異議なしと認めます。本日の総会の会期は、本日1日限りに決定いたしました。

- 議 長 日程第2、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、会議規則第14条第2項の規定により、3番、喜多委員、9番、有富委員を指名いたします。
- 議 長 日程第3、諸般の報告を行います。事務局から報告をお願いします。
- 事務局長 諸般の報告をいたします。  
1番、令和6年10月1日、令和6年第9回美瑛町農業委員会総会を開催し、会長外14委員が出席しております。  
以上です。
- 議 長 これで、諸般の報告を終わります。
- 議 長 次に日程第4、報告第1号、農地法第18条第6号の規定による合意解約通知の成立状況の確認について、番号1番の件について、事務局から報告をお願いします。
- 事務局 はい、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認についてでございます。農地法18条第6項の規定による農地の賃貸借の合意解約の通知のあった貸主、XXXXXXXXXXさん、借主、XXXXXXXXXXさん、1件について報告いたします。  
この1件につきましては、この後、議案第3号で売買になる予定のための解約となっております。今回提出されたこの1案件につきましては、通知書の記載内容等を確認したところ、土地引渡し6か月以内にこの書面合意されているものであり、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされているため、賃貸借の解約が成立していることを報告いたします。  
以上でございます。
- 議 長 只今の報告第1号、番号1番の件について、発言のある方は、挙手願います。
- 【なしの声】**
- 議 長 発言がないようですので、以上で報告第1号を終わります。
- 議 長 次に日程第5、議案第1号、土地の現況証明願書の交付についての件を議題とします。  
議案第1号、番号1番の件について審議いたしますので、事務局から説明をお願いします。

○事務局 はい、議案第1号、土地の現況証明願の交付についてでございます。農地法関係事務処理要綱の規定に基づき、土地の現況証明願の提出のありました、■■■■さんの外1件の証明書交付の可否について審議を求めるものでございます。

番号1番です。1番は農振農用地区域外、都市計画区区域外、農地としての利用はなく、現状は荒廃状態であり地目変更登記の予定を申請しているものであります。以上で終わります。

○議長 只今の説明に関連して、地区担当委員であります■■■■委員から、補足説明をお願いいたします。

○■■■■委員 はい、今、事務局より説明のあったとおりでございます。

この場所につきましては8月の総会時に1班の方々と一緒に現地を確認してきましたし、先ほども確認してきました。当時から、大きな岩や石もあり、草も生い茂り耕作は無理ということで、審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。

番号2番の件について、現地調査の結果を■■■■班長よりお願いいたします。

○■■■■班長 はい、ただいま■■■■委員のほうから説明ございまして、先ほど1班のほうでも確認のほうをしてみました。非農地ということで、何ら問題ないと思われまして。どうぞよろしく申し上げます。

○議長 ありがとうございます。

これより議案第1号、番号1番の件について、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

○議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。

議案第1号、番号1番の件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【挙手多数】

○議長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議長 続いて、議案第1号、番号2番の件について審議いたしますので、事務局から説明をお願いします。

- 事務局 はい。番号2番です。ここは農振農用地区域外、都市計画区  
区域外、農地としての利用はなく、現状山林原野や宅地であり、  
今後、地目変更登記の申請を予定しているものであります。  
以上で説明終わります。
- 議長 只今の説明に関連して、地区担当委員であります■■■■委員か  
ら、補足説明をお願いいたします。
- 委員 はい。ただいま事務局からの説明のとおりです。この土地に  
つきましては、いずれも宅地に隣接する土地で狭く木なども生  
えていて農地としては不適だと思われれます。審議のほどよろし  
くお願いいたします。
- 議長 ありがとうございます。  
番号2番の件について、現地調査の結果を■■■■班長より願  
いいたします。
- 班長 はい、1班のほうで先ほどこの場所についても確認してまい  
りました。ただいま■■■■委員のほうから説明があったとおりで  
民家に隣接しており農地としては厳しいということで、非農地  
で問題ないと思われれます。どうぞよろしくお願い致します。
- 議長 ありがとうございます。  
これより議案第1号、番号2番の件について、質疑に入ります  
。発言のある方は、挙手願います。
- 【なしの声】**
- 議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、  
採決いたします。  
議案第1号、番号2番の件について、原案どおり決定するこ  
とに賛成の方は、挙手願います。
- 【挙手多数】**
- 議長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。
- 議長 次に日程第6、議案第2号、美瑛町農業振興地域整備計画に  
係る農用地区域の変更について、除外の件を議題とします。  
議案第2号、番号1番の件について、審議しますので事務局  
から説明をお願いします。
- 事務局 議案第2号、美瑛町農業振興地域整備計画に係る農用地区域  
の変更について除外の件でございます。農業振興地域の整備に

関する法律第13条第1項の規定による農用地区域の除外について、同法施行規則第3条の2第1項の規定により意見を付すもので審議をお願いいたします。

番号1番です。除外の目的は、現状山林原野化しており約20年以上前から耕作しておらず、荒れた状態となっており、今後、農地として使用できないためとの理由でございます。

許可の理由としては、農業振興地域制度に係る管理に関するガイドライン、第16の1(1)③のイのb及び2の(3)に該当する除外となります。以上で説明を終わります。

○議長 只今の説明に関連して、地区担当委員の■■■■委員から、補足説明をお願いします。

○■■■■委員 本日現地確認された方は見ているかと思えますけども、かなり前から、もう20年以上前からあのような状態でございます。そしてまた、あの土地の下の方には白金ダムのパイプラインが埋設されております。あそこには耕作も建物も建てられないですし何ら問題はないかなと思っておりますので、皆様のご審議よろしくをお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。  
議案第2号、番号1番の件について、現地調査の結果を■■■■班長よりお願いいたします。

○■■■■班長 はい。ただいま、■■■■委員のほうから説明があったとおりでありまして、現地のほうは1班で確認してまいりました。雑木も生えて、かなり荒れた状態となっております。また、急傾斜にもなっておりますし、パイプラインの埋設も行われているということで、かなり厳しいと思われまので、除外の方向で問題ないと思われま。どうぞよろしく申し上げます。

○議長 ありがとうございます。  
これより議案第2号、番号1番の件について、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

○議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。  
議案第2号、番号1番の件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【挙手多数】

- 議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。
- 議 長 次に日程第7、議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請について所有権移転の件を議題とします。  
議案第3号、番号1番の件について、審議しますので事務局から説明をお願いします。
- 事務局 はい、議案第3号、農地法3条の規定による許可申請について、所有権移転の件でございます。農地法3条の規定による、農地の所有権移転申請のありました譲渡人、XXXXXXXXXXさん、譲受人、XXXXXXXXXXさん外2件の可否について審議を求めらるるものでございます。なお、議案第3号で審議頂く3案件につきましては農地法第3条第2項の各号には該当しないため、要件を満たしていると思っております。  
番号1番です。売買による所有権移転申請となっております。申請箇所はJR美瑛駅からXXXXXXXXXXに約8.4キロの箇所となっており、価格は10アール当たり20万円となっております。  
土地の詳細表示等詳細につきましては、議案の4ページ5ページをご確認ください。以上で説明を終わります。
- 議 長 只今の説明に関連して、地区担当委員でありますXXXXXX委員から補足説明をお願いします。
- XXXXXX委員 はい、今、事務局のほうより報告のあったとおりでございます。この件は先ほどの報告第1号からのつながりのものであります。XXXXXXXXXXさんより、XXXXXXXXXXさんに譲渡ということで経営内容、経営状況を見ても、何ら問題はないと思っておりますので、審議のほどよろしく願いいたします。
- 議 長 ありがとうございます。  
これより議案第3号、番号1番の件について、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。
- 【なしの声】
- 議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。  
議案第3号、番号1番の件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
- 【挙手多数】
- 議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議長 続いて、議案第3号、番号2番の件について、審議しますので事務局から説明をお願いします。

○事務局 はい。番号2番です。番号2番は売買による所有権移転申請となっております。申請箇所はJR美瑛駅から■に約10.2キロの箇所となっており、価格は10アール当たり5千円となっております。土地表示等詳細につきましては議案6ページをご確認ください。以上で説明終わります。

○議長 只今の説明に関連して、地区担当委員であります■委員から補足説明をお願いします。

○■委員 はい。ただいまの説明のとおりです。■さんは、もう離農して、市街地に住んでもう4～5年になると思います。  
今回、農地を全部売りたいということでこういう中身となっております。■君は、地域で中心的な人格で一生懸命頑張っている人物です。あと金額ですが、ちょっと山林化しているので、そういう面で金額的には低いですけど、承諾頂ければと思います。以上です。

○議長 ありがとうございます。  
これより議案第3号、番号2番の件について、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

○議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。  
議案第3号、番号2番の件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【挙手多数】

○議長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議長 続いて、議案第3号、番号3番の件について、審議しますので事務局から説明をお願いします。

○事務局 はい、番号3番です。3番につきましては贈与による所有権移転申請となっております。申請箇所はJR美瑛駅から■に5.2キロの箇所となっております。土地の表示、詳細等につきましては議案7ページのほうをご確認をお願いいたします。  
以上で説明を終わります。



○議長 只今の説明に関連して、地区担当委員であります■■■委員から補足説明をお願いします。

○■■■委員 はい。ただいま事務局の説明のとおりです。この土地につきましては、以前売買されたときに漏れていた部分であり、少ない面積だったので漏れた部分がありまして今回このようになりました。よろしく願いたします。

○議長 長 ありがとうございます。  
これより議案第3号、番号3番の件について、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

○議長 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。  
議案第3号、番号3番の件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【挙手多数】

○議長 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議長 長 次に日程第8、議案第4号、農地法第4条の規定による許可申請について議題とします。  
議案第4号、番号1番の件について、審議いたしますので事務局から説明をお願いします。

○事務局 はい、議案第4号、農地法4条の規定による許可申請についてでございます。農地法第4条の規定による転用許可申請がありました■■■さんの許可の可否について審議を求めるものでございます。

番号1番、申請箇所はJR美瑛駅から■■■に約7.0キロの箇所です、■■■農場の来客増員に伴う施設用地の整備のための転用許可申請となっております。申請地は、町が定める農業振興地域整備計画において指定される農業振興地域内ではございますが、農用地の施設用地であり、また、都市計画区域外となっております。農用地の転用は原則不許可となっておりますが、農地法第5条(2)に該当する施設であり農地の転用許可することができるかとされているため、転用はやむを得ないものと思われます。詳細につきましては、議案8ページをご確認ください。以上で説明を終わります。

○議 長 只今の説明に関連して、地区担当委員であります■■■■委員から補足説明をお願いします。

○■■■委員 はい、事務局の説明のとおりです。この土地につきましては、■■■農園ということもあり、農業施設の整備ということで必要なものかなと思っております。審議のほどよろしく申し上げます。

○議 長 ありがとうございます。  
番号1番の件について、現地調査の結果を■■■班長よりお願いいたします。

○■■■班長 はい、先ほど1班のほうで確認してまいりました。■■■委員からの説明のとおり、■■■農園ということで、かなりの方数が来られるということで、施設用地して整備されるということでございますので、何ら問題ないかと思われまます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議 長 ありがとうございます。  
これより議案第4号、番号1番の件について、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

○議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。  
議案第4号、番号1番の件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【挙手多数】

○議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議 長 次に日程第9、議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請について使用貸借の件を議題とします。  
議案第5号、番号1番の件について、審議いたしますので事務局から説明をお願いします。

○事務局 はい。議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。農地法第5条の規定による許可申請のありました貸主、■■■さん、借主、■■■さん外1件の許可の可否について審議を求めるものでございます。  
番号1番、申請箇所はJR美瑛駅から■■■に約7.0キロの箇所

で、**■■■■**農場の来客増員に伴う施設用地の整備のための転用許可申請となっております。申請地は町が定める農業振興地域整備計画において指定される農業振興地域内ではありますが、農用地の施設用地であり、また、都市計画区域外となっております。農用地の転用は原則不許可ですが、農地法第5条(2)に該当する施設であり、農地転用を許可することができるとされているため、転用はやむを得ないと認められます。詳細につきましては議案9ページをご確認ください。

以上で説明終わります。

○議 長 只今の説明に関連して、地区担当委員であります**■■■■**委員から補足説明をお願いします。

○**■■■■**委員 はい、事務局の説明のとおりです。先ほどの議案4号と同じように**■■■■**農園の施設用地の整備ということで、必要なものかと思われま。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議 長 はい、ありがとうございました。  
番号1番の件について、現地調査の結果を、**■■■■**班長よりお願いいたします。

○**■■■■**班長 はい、ただいま地区担当委員の**■■■■**さんのほうから説明ございました。1班で現地のほう確認してまいりまして、**■■■■**農園の農業施設用地ということで何ら問題ないかと思ひます。  
よろしく願いいたします。

○議 長 ありがとうございます。  
これより議案第5号、番号1番の件について、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願ひます。

#### 【なしの声】

○議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。  
議案第5号、番号1番の件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願ひます。

#### 【挙手多数】

○議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議 長 続いて、議案第5号、番号2番の件について、審議いたしますので事務局から説明をお願いします。

○事務局 はい。番号2番です。番号2番の申請箇所はJR美瑛駅から■■■■に約10.1キロの箇所です。土地所有者と転用計画者による農家住宅建設のための使用貸借権による転用許可申請となっております。申請地は町が定める農業振興地域整備計画において指定されている農業振興地域内でございますが、農用地の除外済みであり、また、都市計画区域外となっております。農用地の転用は原則不許可でございますが、農地法施行規則第38条及び第39条第1号に該当する施設であり、農家住宅の建設は農地転用の許可することができるとされているため、転用はやむを得ないと認められます。詳細につきましては、議案10ページをご確認ください。以上で説明を終わります。

○議長 只今の説明に関連して、地区担当委員であります■■■■委員から補足説明をお願いします。

○■■■■委員 はい。ただいま説明のとおりです。■■■■君は38歳ぐらいになるのですが、今年経営を移譲しまして、頑張っております。そしてもう家も大分古くなってきて、やっぱり新しい家に住みたいということで、今回この案件が出ています。また、本人もこれから■■■■関係も頑張っていきたいという言い方もしておりますので、よろしくをお願いします。

○議長 はい、ありがとうございました。  
番号1番の件について、現地調査の結果を、■■■■班長よりお願いいたします。

○■■■■班長 はい。ただいま地元■■■■委員のほうから説明がありましたとおります。農家住宅の建設ということで、何ら問題ないと思われれます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。  
これより議案第5号、番号2番の件について、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

○議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。それでは、採決いたします。  
議案第5号、番号2番の件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【挙手多数】

○議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議 長 次に日程第10、議案第6号、農用地利用集積計画、案について、令和6年11月7日公告予定分の件を議題とします。  
議案第6号、番号1番の件については、**■**番、**■**委員が直接の利害関係にある案件と認められますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、**■**委員の退席をお願いいたします。

【**■**委員退席】

それでは、議案第6号、番号1番の件について、審議いたしますので、事務局の説明をお願いします。

○事務局 はい。議案第6号、農用地利用集積計画案について、令和6年第10回令和6年11月7日公告予定分でございます。  
**■**さん外2件、改善組合了承済みから利用権の設定等、所有権移転2件、賃貸1件について申出がありましたので、農業経営基盤強化促進法附則、令和4年5月27日法律第56号の第5条の第1項の規定による農用地利用集積計画案について審議をお願いいたします。  
番号1番です。1番につきましては、所有地の処分によるものとなっております。以上で終わります。

○議 長 これより、議案第6号、番号1番の件について質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

○議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
それでは、採決いたします。  
議案第6号、番号1番の件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【挙手多数】

○議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。  
**■**委員の入場を認めます。

【**■**委員入場】

**■**委員にお知らせいたします。  
本件は、原案どおり決定されましたことをお知らせいたします。

○議 長 続いて、議案第6号、番号2番と番号3番の件について、一括して審議いたしますので、事務局の説明をお願いします。

○事務局 はい。番号2番につきましては、所有地処分によるものでございます。番号3番につきましては、新規の賃貸案件となっております。

以上、設定を受ける者3件2名1法人、設定をする者3件3名、畑12筆151,672平米、計12筆151,672平米です。

以上で説明を終わります。

○議 長 それでは、これより、議案第6号、番号2番と番号3番の件について質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

【なしの声】

○議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

それでは、採決いたします。

議案第6号、番号2番と番号3番の件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【挙手多数】

○議 長 挙手多数と認め、本件は原案どおり決定されました。

○議 長 以上で、本日の議案の審議及び報告事項は、全て終了いたしました。

以上をもちまして、令和6年、第10回美瑛町農業委員会総会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

この議事内容は、重複した言葉づかいや明らかな言い直しがあったもの等を整理した上で、総会の顛末として相違ないことを証するため、下記、署名捺印する。

令和6年11月1日

美瑛町農業委員会長

只 野 透

美瑛町農業委員

喜 多 順 一

美瑛町農業委員

有 富 友 昭